

いきいき人生講座・講演要旨

## 「相続問題について」

講師 鈴木 佑介 氏

(株式会社セレモア提携 アクタス税理士法人税理士)

### 『法定相続人及び相続分』

相続が発生した際に、何よりも重要なのは、財産の金額ではなく、相続人の確定になります。これから相続に関する話し合いをする権利のある方を確定しないことには何も始まりません。相続人と思われる方から、「相続人は私たちですべてです」と口頭で言われたとしても、それを裏付ける証拠がなければ税務の問題はもちろんのこと、不動産の登記や金融機関の名義変更など、あらゆる手続きが進められません。当然ながら、



相続人が全員揃わないまま決められた遺産分割協議は無効となります。隠し子が見つかるなど、自分たちが知りえない相続人が出てくることはあまり気分の良いことではないかもしれません。しかし、その方々も法律上権利のある相続人になりますので、漏らさないように確認をする必要があります。

まずは法定相続人の確認です。基本的には、この法定相続人は民法という法律で定まっています。お父さんの遺産、財産については、お母さん（配偶者）と子どもたちで引き継いでいただきます。これを第一順位といます。

子どもがいない家庭もあるかと思いますが、その場合に登場するのが、亡くなった方の親です。このパター

ンを第二順位といいます。相続というのは順を追って発生することのほうが多いですので、亡くなった方の平均年齢はやっぱり80、90になりますと、上の世代がご存命かというところ、多くはないかというところ

です。では、子どももいない、親もいない、という時に登場するのが、亡くなった方の兄弟姉妹です。このパターンを第三順位といいます。

ここでちょっと応用です。お父さんが亡くなる前に、長男が亡くなってしまったといったといった場合、今度、その長男が相続すべき権利というのは、どうなるのか。これは実は、下の世代にスライドしていきます。これを代襲相続と呼びます。

ポイントとしまして、配偶者は必ず相続人になります。婚姻期間は問いません。また順位により配偶者が主張できる権利が、徐々に増えていくという特徴もあります。第一順位は2分の1、第二順位は3分の2、第三順位の時4分の3、というふうな形です。ただこれ

は必ずしもこの割合で相続しなければならぬというわけではありません。相続人全員で協議し納得した割合で相続しても問題ないということになっていきます。その協議を遺産分割協議と呼んでいます。

『相続人の確定作業』

もし、自分に何かあったら相続人は誰になるかというふうには、推定相続人を調べてみるというのも、終活というテーマの中の1つとしてはあってもいいのかなと思っけています。いざ相続が発生した場合に、誰が相続人になるのかが分からなければ、そもそも協議ができません。また、分割協議は、相続人全員で行う必要があります、一部の相続人を欠いた遺産分割協議は、無効になります。

ではどのようにして相続人を証明するかというと被相続人の出生から死亡までの戸籍を連続した形ですべて取得していただきます。イメージとしては被相続人が書かれているすべての戸籍を新しいものから古いもの

のへと遡って追いかけていく作業です。最後の戸籍に死亡日も出生日も書いてあるからこれで良いというわけではありません、出生から死亡時まですべてになります。

『法定相続情報証明制度』

連続した戸籍を収集するのにはもちろん費用がかかります。それを各種手続きで使用しようとする、複数セットが必要となる場面が生じます。そんな場面に対応するために、平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することが出来る「法定相続情報証明制度」が始まりました。法定相続情報証明制度は、登記所(法務局)に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を出していただければ、認証文を付した写しを無料で交付してもらえますこととなりしました。その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を

何度も出し直す必要がなくなりません。実務上で経験がありますが、これは結構便利です。ぜひ活用ください。

『遺産分割協議』

このような手続きをへて相続人が確定すると、次はいよいよ遺産分割協議と移行していきます。誰がどのように分けるかという話し合いに入っていたら、この遺産分割協議というものに関して、最終的に何を誰がもらうというのが固まった場合については、遺産分割協議書という書面を作って、相続人全員から署名と実印で捺印いただくことで、誰が相続するのかがようやく決定するといような流れです。

つまり、納得するか・しないかというのは、最終的に、ここに印鑑を押すか、押さないかです。つまり、「こんな内容に印鑑を押したくない」という人が1人でも登場してしまうと争続という意味合いです。

では、話し合いに応じさせるのが大変だとか、全員はんこを押すのが大変だなどといった時の何か対策がないのかと言ったら、やはり、これは遺産なんです。亡くなった方が遺産を残している場合は、原則的にその遺産の内容に基づき財産の処分が行われます。よって、遺産に指定された者に対しては包括又は特定の財産を引き継がせることができます。詳細は後ほど紹介していきます。

『相続税の基本』

被相続人から財産を相続した際にかかる税、相続税、みなさんご存じでしょう。相続人は、相続の開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。税務署に申告書を提出し納税が必要なのは納税まで済ませる期限は、亡くなってから10か月以内といったことです。計算過程がかなり複雑な

め、時間にゆとりを持って進めてください。イメージは49日が終わったぐらいからちよつとずつやり出すイメージが良いかと思えます。10か月以内に、今までご紹介してきた相続人を確定されたりとか、亡くなった人の財産を全部調べたりとか、遺産分割協議が必要となります。もちろん、遺産があれば、協議は必要ありません。原則的にこの協議まで終結させることで、ようやく相続税の税金が確定します。

10か月までに協議が

10か月までに協議が終了しなかった場合の例外手続きはありますが、協議が決まっていなくて、税金が確定しませんが、相続人全員でゆつくり分け方を考えたい場合に関しては、やっぱり10か月というリミットがありますので、ある程度時間に余裕を持って進めまさんと、皆さん納得いった遺産分けができなくなってしまう可能性があります。

この相続税の申告手続きなんです、相続があったご家庭全員が対象というわけではありません。正

味の遺産が3,000万+600万×法定相続の人数を超えた場合のみ対象となります。この計算式を基礎控除といえます。

セミナーでは相続税の計算の時間の都合上詳細は割愛しております。

### 『相続対策』

私は、相続の事前準備対策として一番重要なことは、「遺産分割対策」だと思います。残された方がけんかしない準備です。誰も亡くなつた方が、残された方たちで争うなんてことは誰一人望んでいません。具体的な方法としてはやはり遺言でしょう。

次には「節税対策」があるかと思いますが、相続税は亡くなつた方の残した財産が基礎控除額を上回った場合にのみ発生します。つまり、あらかじめ基礎控除額を下回る程度の財産にしておくことによって相続税を回避することができます。相続税が発生する場合には、財産を減らせば減らすほど相続税額は小さくなります。

では、財産を減らすにはどのようにすればよいのでしょうか？

一つめは単純な話ですが、食事や旅行などにお金を使うことです。使えば使うほど当然に財産は減ります。ただし、お金を使うと言っても金融商品などを購入しても原則的には財産は減りません。現金が他の資産に姿を変えただけであつて、財産として持っていることに変わりはないからです。

二つめは財産を移転させることです。たくさんのお金を持っているうちに、相続が発生する時までに贈与や譲渡によって子供に移すことができます。原則として相続税はかかりません。場合によっては贈与税を払ってでも財産を移転する方が有利なケースもあります。しかし、贈与には注意すべき点がいくつかあり、後々税務当局から指摘を受けることも少なくありません。要点を押さえたうえで実行しなければ問題を残すことになりません。

三つめは、財産の評価を下げることです。例えば、

不動産を購入した方が現金で持っているより評価はかなり下がるのが一般的です。また、その不動産が賃貸用であれば更に評価は下がります。これらは、相続税の計算する上で財産をどのよう評価するかというルールを利用した節税です。

これら3つを組み合わせたことによる対策を行えば確実に節税できます。またその効果は時間をかければかけるほど大きくなり、早く対策に取り組むか否かによって、結果的に大きな違いを生むことになるのです。

そして最後の対策として挙げられるのは「納税資金対策」になります。税金と対する現金で払わなければいけない現金で納付するのが結構大変になってくるんです。なので、そういった場合は、一度生前に税金のシミュレーションをしてもいいのでないでしょうか。

### 『遺言』

亡くなつた方が遺言を残

している場合は、原則的にその遺言の内容に基づき財産の処分が行われます。よつて、遺言に指定された者に対して包括又は特定の財産を引き継がせることができます(遺贈)。相続税の計算上「誰が財産又は債務を取得したのか」ということを確認する必要があります。遺言がある場合は、必ずその内容を確認する必要があります。一方、遺言が無い場合や特定の財産又は債務のみしか記載がない遺言であれば、残りの財産又は債務について遺産分割協議を行う必要があります。このように、遺言があるかないかにより、確認すべき書類や今後の進め方が大きく変わってきます。

一般的に遺言の種類は、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3つがあり、「公正証書遺言」以外の2つについては、細かく遺言作成のルールが民法で決められているため、そのルールに則ったものか必ず確認する必要があります。もしルールに則っていない遺言の場合は、その

内容や場合によっては、遺言そのものが無効になることもあります。そうなる故人の特に重要な財産の処分という意思が実行されないだけでなく、法律的には単なる気持ちや伝えた手紙と同じ扱いになってしまつたため、相続人間で無用な混乱が生じる可能性があります。さらに無効になつてしまつと、遺産分割協議も行わなければならないため、作成には気を付けてください。主な遺言の種類3つのうち実際に多く使われているのは、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2つになります。

自筆証書遺言は、民法第968条に規定されており、要件は、文字通り全文、日付及び氏名を自書し押印し作成します。そのため、サインだけ自書することや実印を押すなどだけでは無効となります。このように要件は非常にシンプルで、ここに規定されていないことについては特に指定がありませんので、例えばメモ用紙に記載しても、チラシの裏面に書いても問題あり

ません。印鑑も特に実印に  
よることを求められていな  
いため、認印でも問題あり  
ません。特に証人も必要あり  
りません。作成後は、封に  
入れる必要もなく保管もど  
のようにしても問題ありま  
せん。非常に簡単でいつで  
もどこでも思いついたら  
すぐにできるということが  
非常に大きなメリットにな  
り、費用をかけたくない場  
合もこの自筆証書遺言は有  
用です。

その自筆証書遺言におい  
て大きなネックになってい  
たのが、遺言者がその全文  
を自書しなければならぬ  
という点です。内容がシン  
ブルなものであれば、この  
自筆のハードルは低いので  
すが、遺言者の多くが高齡  
者等であることから、  
財産の種類が多い場合や、  
不動産を多数所有している  
場合などにおいては、全文  
を自書することはかなりの  
労力を伴うものであり、こ  
の点が自筆証書遺言の利用  
を妨げる要因の一つであっ  
たと考えられています。そ  
のようにかなりの労力を割  
いた後に、意思の変更、相

続財産や相続人の変更など、  
後から書き直す必要が生じ  
た場合には、毎回同様のこ  
とを行わなければならぬ  
という抵抗感も生じ、ま  
た、遺言内容の加除訂正に  
ついて、民法の規定によ  
り、厳格な方式が取られて  
いることから、間違いのな  
い遺言を自身で作成しな  
ければならないというプレッ  
シャーも敬遠される理由と  
なっていました。

そこで今回改正によって、  
これらの手続きをできるだ  
け簡便化できるように、全文  
を自書しなくてもよい  
点を改め、財産目録につい  
ては、自書によることを要  
しない内容に改正がされる  
こととなりました。これに  
より、作成の間を大きく  
減らすことができると期待  
されています。この改正は  
平成31年1月13日から作成  
された遺言から有効な為、  
作成日付は特に注意しな  
ければなりませんね。

自筆証書遺言におけるも  
う一つの問題点が遺言書の  
紛失や隠匿、改ざんなどの  
恐れがある点です。自筆証  
書遺言については、特に保

管場所が定められていない  
ため、紛失されるリスクと  
いうよりは、そもそも相続  
人等が見つけることができ  
るのかという心配から始ま  
ります。金庫など重要な財  
産の保管場所等に合わせて  
保管している場合もあれば、  
遺言書だけ別の場所におい  
てある場合など様々です。  
さらに、本来あつてはなら  
ないことではありますが、  
遺言書の内容を知り得た相  
続人等が自己に不利な内容  
であった場合に、隠匿や破  
棄などしても現実問題とし  
てわからない可能性があり、  
遺言書としての存在意義が  
薄れてしまっているという  
懸念があります。

これらの問題点を解決す  
るため、公正証書遺言と同  
じように外部に保管場所を  
設け、検索等もかけられる  
ようにしたのが新たに創設  
された自筆証書遺言の保管  
制度です。

この制度を利用した場合  
には、家庭裁判所による検  
認手続きも不要となる。そ  
のため、自筆証書遺言の優  
位性がある利便性や費用面  
などを活かしながら、遺言

書の真正をめぐる争いや紛  
失等のリスクを抑え、検認  
手続きも不要となることに  
よる相続後の手続きの利便  
性も高まりました。

対し公正証書遺言は、公  
証人が2人以上の立会いの  
もと、遺言者の遺言の趣旨  
を口授したものを遺言書と  
して作成をします。遺言を  
作成する公証人は、主に判  
事や検事などを長く務めた  
法律実務の経験が豊かな方  
が務めています。このよう  
に法律に精通している専門  
家が作成することにより、  
遺言内容に争いが生じたり  
無効になることが少なく、  
またこのような厳格な手続  
きのもと作成されるため検  
認手続きが不要で、相続開  
始後速やかに遺言の執行に  
入ることができま。さら  
に、作成した遺言書の原本  
が公証役場で保管されるた  
め、偽造、破棄、隠匿など  
の恐れが無いことが大きな  
メリットとなり、先ほどの  
自筆証書遺言のような問題  
は生じません。デメリット  
としては作成費用が発生し  
てしますことです。

### 『生前贈与』

亡くなった時に、亡くなつ  
た人から財産を相続する  
場合について課税されるの  
が相続税でした。対し、生  
きている人から財産を受け  
た場合についても税金がか  
かります。それが贈与税で  
す。贈与税は、贈与された  
者(受贈者)が納税者とな  
ります。贈与税の制度には  
「暦年課税制度」と「相続時  
精算課税制度」があります。  
暦年課税とは、受贈者が1  
年間に贈与された財産の合  
計額に応じて計算した税額  
が課税される制度です。基  
礎控除が年間110万あり  
ますので、一年間に贈与を  
受けた金額が110万に満  
たない場合は、贈与税を課  
さないという方法です。暦  
年贈与を使用し、税コスト  
をかけずに資産移転してい  
く場合は、細かく細かく贈  
与することがポイントです。  
対し、相続時精算課税と  
は、相続税と贈与税を一体  
課税する仕組みとして導入  
されたもので、基礎控除が  
2500万と高いことが特  
徴です。一方贈与者の死亡  
時(相続時)に相続財産の

価額に、生前に贈与された財産の価額を加えて相続税額を計算するという点がポイントとなりませぬ。その暦年課税と相続時精算課税でどちらの制度が有利になるかは、保有している財産の価額などによって異なるため、十分な検討をする必要があります。

贈与に関するポイントはその事実が本当にあつたかどうかということも重要なポイントとなります。民法第549条(贈与)で「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」という規定があります。簡単にいうと贈与者が「あなたにあげるよ」と意思表示をし、受贈者が「ありがとう、いただきます」と意思表示をしたときに贈与が認められるという法律です。

言い換えると、おじいちゃん、お孫さんの知らないところで、お孫さんの通帳を預かって、その通帳に振り込むという行為は、それはまだ贈与にはなっていないです。ただ、振り込んだだけであり、お孫さんの名義の通帳を使って、「おじいちゃんに貯金しているだけ」という結果になり財産の所有権は移転していない状況となります。これを名義預金と呼んでいきます。

一般的に、名義預金として考えられるのは、その口座の存在をその名義人が知らない場合、亡くなった人と同じ印鑑を使用している場合、各種手続きの実行者が名義人ではなく亡くなった人である場合、名義を変えた際に贈与であれば贈与税の申告がされていない場合などが挙げられます。根底の考え方としては、財産の名義人、つまり財産の所有者であれば、「自分で自由に処分や管理ができるはず」という点にあります。そのため、これらのケースに当てはまる場合は、名義預金に該当する可能性が高くなります。

この名義預金は当然、相続税の対象となります。他人名義の通帳に振り込んでおけばOKというわけではありませんので注意してください。

ださい。その為我々は生前贈与をするのであれば次の点を推奨しています。①贈与のつど贈与契約書を作成する。②贈与税の基礎控除額以下であっても贈与契約書は作成する。③贈与契約書は必ず本人が署名捺印する。④同じ印鑑の使いまわしは、贈与の成立を疑われるのでしない。⑤財産は必ず贈与を受けた者が管理する。(印鑑、通帳等)⑥贈与税の申告が必要な場合は必ず申告する。

⑦贈与の日付を明確にする。⑧贈与をした、うけた認識は必ずもつこと、です。せっかくながく事前対策していたことが、認められないとなると労力が水の泡です。ので皆さんお気を付けてください。

以上となります、皆さん、ご清聴いただきまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

